

## 2019年12月市議会一般質問（案）

2019年12月3日現在

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき4項目について質問します。

### 1、まず、日米貿易協定について質問します。

(1) まず12月3日の参議院では、自民・公明両党などが、国内の農林水産業や地域経済に大打撃を与える日米貿易協定承認案を採決を強行したことに強く抗議します。

日米貿易協定は、5カ月という前代未聞のスピードで、交渉内容も経過も国会や国民に一切秘匿したまま合意されたものであり、既に発効しているTPP11、日欧EPAに加えて日本側の関税、非関税措置を縮小させ、農産物の市場開放、自由化を一層もたらずものです。

しかも政府は、野党が求めた審議の前提となる資料の提出を拒み続け、国会軽視、国民無視の姿勢を露骨に示してきました。

安倍晋三首相は、日米双方にとって「ウィンウィン」(取引する双方どちらにも利益がある)と誇りますが、実態は、日本が「72億ドル分の米国産農産物の関税を撤廃・削減する」ことを認める一方、米国は日本製自動車や同部品の関税撤廃を見送りました。日本の一方的な譲歩であることは明白です。特に、譲許表に自動車関連の関税撤廃を明記したとウソの説明をしてまで国民と国会をあざむこうとしていたことは極めて重大です。

政府は「TPPの範囲内」に収まったと主張していますが、TPPはもともと輸出大国や多国籍企業の利益を最優先し、際限のない市場開放を推進するもので、TPP水準でも大問題です。

本協定は、米国産牛肉の関税率をすぐにTPP参加国と同じ税率まで引き下げます。加えて、その税率での輸入枠をTPPとは別に設けました。しかも、輸入量がそれを超えると、即座に低関税輸入枠自体を拡大するための協議をする規定まで盛り込まれています。米国を特別扱いする「TPP超え」は明らかです。

政府は本協定の発効で「実質GDPを約0.8%押し上げる」としていますが、この試算は継続協議となった日本製自動車や同部品の対米輸出関税の撤廃を見込んだ架空の計算です。そうした試算でも国内農産物の生産額が最大1100億円減少すると見込まれています。本協定が離農を加速させ、食料自給率の低下は必至です。

日米共同声明は、本協定の発効後、「関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁」などで「交渉を開始する」としており、文字通り日米FTAにつながるものです。日米デジタル貿易協定は、独占的利益を追求する米国のIT企業を保護する協定にほかなりません。

そこで質問します。食料主権、経済主権を破壊する両協定の国会承認は、断じて認められません、撤回すべきです。日米FTA交渉は直ちに中止すべきと考えますが、見解を求めます。

## 2、エネルギー政策、風力発電について質問します。

(1) 大分市と臼杵市の境界に位置する佐賀関半島の尾根に2か所の風力発電計画が進められています。(仮称)大分ウインドファーム、(仮称)大分・臼杵ウインドファームです。両方とも13基、総出力は、26,000KWで、2か所とも所定の手続きすすめており、工事開始は、2020年3月、2021年4月を予定とされています。

周辺住民をはじめ関係者からは「道づくりにともなう伐採や山を削ることにより、降雨時の濁水の流出や土砂崩れの危険性が増すのではないか」などの環境破壊や騒音・低周波音による「イライラ・不眠、めまい・頭通・抑鬱・吐き気・息苦しさ」などの健康被害への懸念の声もあがっています。

エネルギー政策については、原子力発電所は廃炉にし、核燃料サイクルから撤退し、「原発ゼロの日本」をつくること。気候変動から人類の未来を守るために「温室効果ガス排出ゼロ」を実現すること。環境を特別に重視し、再生可能エネルギーへの抜本的転換を図ることが求められていると考えています。

そこで質問します。風力発電事業による環境や健康に与える影響について、どのような認識をされているのでしょうか。見解を求めます。

## 3、土木建築行政、市営住宅について質問します。

### (1) 入居要件の緩和についてです。

これまで数人の議員さんも取り上げていますが、あらためて質問させていただきます。

大分市市営住宅条例では、市営住宅への入居要件として、「市町村民税を滞納していない者であること」また「連帯保証人2人の連署する請け書を提出すること」が規定されています。近年、住宅に困窮しているにもかかわらず、「税の滞納」で入居申し込みもできない人、やっとの思いで住宅の抽選にあたったにもかかわらず、「保証人がいないこと」などを理由に市営住宅の入居を断念せざるを得ない事態もうまれています。

そのような中、昨年3月、国から住宅困窮者が公営住宅への入居に支障が生

じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をとるよう通知されました。これを受けて本市としても、連帯保証人の免除等の制度の見直しなど、住宅に困窮する低所得者等が市営住宅に入居しやすい環境を整えていく努力をされていると考えます。

そこで質問します。住宅に困窮する低所得者の市営住宅入居要件の緩和について、どのような検討がされてきたのでしょうか。見解を求めます。

#### 4、福祉保健行政について、3項目質問します。

##### (1) 民生委員児童委員の確保等への支援についてです。

民生委員法第1条は、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助をおこない、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。児童委員は、児童福祉法に基づいて委嘱された委員で、よりは幅広い役割を果たすため、同法の規定により、民生委員が兼ねることになっています。

この数年、民生委員児童委員については、ある自治会では「2名の欠員が出たが、補充ができないままている」、ある民生委員児童委員さんは「今期で辞退をもうしても、後任がきまらないために、もう一期せざる得なくなった。精神的に重たい」ある自治会長さんは「自治会長と兼任していたが、やっと後任者が決まりほっとしています」などの声が寄せられています。

10月24日、日本共産党南大分後援会主催の「つどい」では、ある自治会長さんから、「今年11月の改選期にあわせ、春先には、自治区5名全員の民生委員児童委員より辞退の申し出があり、半年かけてやっと後任を見つけることができたが、自治会役員の負担は重い。自治会に丸投げは困る、民生委員児童委員の確保には行政の支援をお願いしたい」との訴えがありました。

そこで質問します。民生委員児童委員の確保には各自治会とも大変ご苦労されています。行政として支援の在り方について検討すべきではありませんか。見解を求めます。

##### (2)、生活保護について2点質問します。

###### ①自動車の保有・使用について質問します。

10月に、53歳（女性）から、通院のために車の使用ができないことから生活保護を辞退したとの相談を受けました。この女性の訴えでは、双極性障害（そううつ病）、とパニック障害で、就労できず、生活保護を利用していたとのことです。

就労・病気等、一定の条件のもと、特別の事情があれば、通院への車の使用は可能であるので、再度保護申請をして協議しましょう」と説得し、10月1

0日付で生活保護が決定しています。いまは父親から借りた車での通院をしています。

最近、自動車の保有や使用についての相談では、80歳代女性からは、「癌の末期で入院中のご主人の用事のため、車の保有・使用をお願いしたが、認められず、保護を辞退しました」。ある78歳の男性の方は癌治療しながら仕事にでていましたが、保護利用すると車は認められませんといわれ、仕事を辞め、車を廃車にしてから、保護申請にいきましたなどの訴えがありました。

さて、生活保護の実施要領、資産の活用では、その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっている場合、たとえば通勤用自動車、障害者が通院等のための自動車の保有・使用は認めています。

そこで質問します。当該地域の自動車の普及率を勘案しても、自動車を保有していない低所得世帯との均衡を失したものでない限り、自動車の保有・使用については、柔軟な対応が求められていると考えますが、見解を求めます。

## ②次に、通院移送費についてです。

生活保護法・医療扶助運営要領、第1医療扶助運営方針では、実施機関等は、医療扶助の実施に際して、生活保護法に関する法令、告示及び通知に基づくほか、この運営要領によって事務を処理し、もって適切かつ円滑な実施に期すること。

移送の給付は、療養に必要な最小限の日数に限り、傷病等の状態に応じて、経済的かつ合理的な経路及び交通手段によっておこなうものであること。が明記されています

被保護者の傷病、障害等の状態により電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合として、タクシーの利用も認められています。

主人（82歳）、妻（81歳・介護度3）のご夫婦は、妻の通院のいき帰りには、いつもご主人が付き添い、タクシーを利用していました。月1回の往復のタクシー代2500円とのことでした。制度利用を知らされていないために、生活費をタクシー代に充当するという生活を余儀なくされていました。

障害や病気などでタクシー利用が可能であるにもかかわらず、利用していないとの訴えは、先月だけでも2件ありました。利用できる制度が、十分に周知されていないのではないかと感じました。

そこで質問します。通院移送費の周知はどのようにおこなわれていますか。見解を求めます。

### **(3) 狂犬病予防について**

**犬の登録と狂犬病予防注射について質問します。**

9月18日、大分市久土地区にて、飼っている土佐犬が敷地内の小屋から逃げ出し、24日午後、6日ぶりに見つかり捕獲されたとの報道がありました。

市教育委員会も大在・坂ノ市地区の小中学校計7校もこの対応に追われたこと。また近隣住民からも不安の声があがりました。またこの土佐犬が狂犬病の予防注射を受けておらず、市への登録もされていなかったことが明らかにされています。

さて平成31年、3月31日現在、平成30年度の犬の登録件数は、21,201頭、予防注射件数は13,723頭（約65%）となっています。しかし平成28年度の犬の登録頭数、予防注射頭数よりも減っています。

今回の土佐犬の犬小屋からの脱走事件をうけて、市民の不安解消のためにも犬の登録や狂犬病予防注射へのとりくみの強化が求められています。

そこで質問します。犬の登録、狂犬病予防注射について、市の取り組みの現状について、お聞かせください。